

第110期定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

[事業報告]

1. 当行の現況に関する事項のうち、「使用人の状況」、「営業所等の状況」及び「その他銀行の現況に関する重要な事項」
2. 社外役員に関する事項のうち「社外役員の兼職その他の状況」
3. 当行の新株予約権等に関する事項
4. 会計監査人に関する事項
5. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
7. 特定完全子会社に関する事項
8. 親会社等との間の取引に関する事項
9. 会計参与に関する事項
10. その他

[計算書類等]

- ・ 個別注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 連結株主資本等変動計算書

株式会社琉球銀行

1. 当行の現況に関する事項

(1) 使用人の状況

	当 年 度 末
使用人数	1, 4 2 2人
平均年齢	3 9年 5月
平均勤続年数	1 5年 2月
平均給与月額	3 9 2千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員（138人）及び嘱託（183人）は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(2) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
	うち出張所
那 覇 地 区	3 1 店 (9)
南 部 地 区	8 (1)
中 部 地 区	2 6 (3)
北 部 地 区	6 (1)
離 島 地 区	3 (—)
県 外 地 区	1 (—)
合 計	7 5 (1 4)

注 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を52,600カ所（うち当行CD/ATM 119カ所、イーネットATM 11,445カ所、ローソンATM 14,016カ所、セブン銀行ATM 27,020カ所）設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ございません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ございません。

(3) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 社外役員に関する事項

社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
譜久山 當則	
富原 加奈子	沖縄県経営者協会 女性リーダー部会顧問 (注1)
花崎 正晴	埼玉学園大学 経済経営学部長・経済経営学科長・教授 (注2) 一橋大学 名誉教授 (注3) 富国生命保険相互会社 評議員 (注4)
桑原 康二	株式会社増岡組 顧問 (注5)
小池 真由美	小池真由美公認会計士事務所 代表 (注6) 金秀ホールディングス株式会社 監査役 (注7)
上野 大	

注1. 沖縄県経営者協会とは一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の直近事業年度末の総預金に占める同法人の割合は0.1%未満であり当行の預金に占める取引の規模、性質等からみて、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。なお、融資取引はありません。

注2. 埼玉学園大学とは経常的な取引がありません。

注3. 一橋大学とは経常的な取引がありません。

注4. 富国生命保険相互会社とは一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の直近事業年度末の総預金に占める同法人の割合は0.1%未満であり当行の預金に占める取引の規模、性質等からみて、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。なお、融資取引はありません。

注5. 株式会社増岡組とは経常的な取引がありません。

注6. 小池真由美公認会計士事務所とは経常的な取引がありません。また、事業主である小池真由美氏とは一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の直近事業年度末の総預金に占める同氏の割合は0.1%未満であり当行の預金に占める取引の規模、性質等からみて、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。なお、融資取引はありません。

注7. 金秀ホールディングス株式会社とは一般預金者・融資取引先としての経常的な取引がありますが、当行の直近事業年度末の総預金および総与信に占める同社の割合はいずれも0.1%未満であり、取引の規模、性質等からみて、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。

3. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する人数
取締役	① 名称：株式会社琉球銀行第3回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数：普通株式 3,700株 ③ 権利行使価格（1株当たり）：1円 ④ 新株予約権の行使期間：2013年8月1日～2043年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	① 名称：株式会社琉球銀行第4回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数：普通株式 3,600株 ③ 権利行使価格（1株当たり）：1円 ④ 新株予約権の行使期間：2014年8月1日～2044年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	① 名称：株式会社琉球銀行第5回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数：普通株式 2,700株 ③ 権利行使価格（1株当たり）：1円 ④ 新株予約権の行使期間：2015年8月1日～2045年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	① 名称：株式会社琉球銀行第6回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数：普通株式 4,800株 ③ 権利行使価格（1株当たり）：1円 ④ 新株予約権の行使期間：2016年8月1日～2046年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	① 名称：株式会社琉球銀行第7回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数：普通株式 5,000株 ③ 権利行使価格（1株当たり）：1円 ④ 新株予約権の行使期間：2017年8月1日～2047年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	① 名称：株式会社琉球銀行第8回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数：普通株式 5,100株 ③ 権利行使価格（1株当たり）：1円 ④ 新株予約権の行使期間：2018年8月1日～2048年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	2名

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 川口 輝朗 指定有限責任社員 前野 信哉	(監査証明業務) 59 (非監査業務) 1	(報酬等について監査役会が 同意した理由) 注1 (非監査業務の内容) 注5

- 注1. 当行監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、事業所別・項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 注2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度にかかる報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
- 注3. 当行及び子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は64百万円であります。
- 注4. 株式会社琉球リースはEY新日本有限責任監査法人以外の会計監査人が計算書類等の監査を行っております。
- 注5. 非監査業務の内容は、信用リスク管理高度化に関するアドバイザリー・サービス業務であります。

(2) 責任限定契約

会計監査人と締結している会社法第427条第1項にかかる契約はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、執行機関の見解も考慮の上、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する方針については、特に定めておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当行は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会の決議により「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定めております。当該基本方針と運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、法令および定款に従い職務を執行し、当行全体の法令遵守態勢が適切なものになるよう努め、取締役会は、各取締役の執行状況を相互に監督する。

取締役会は、法令、定款およびその他行内規程の遵守を徹底するために、コンプライアンスの基本方針、組織体制、権限等を「コンプライアンス・マニュアル」および関連規程で定める。さらに、コンプライアンス上の事件、事故の未然防止あるいは拡大防止を目的に、コンプライアンス報告ルールおよび内部通報制度を定めるとともに、内部監査部門を設置し、内部統制の有効性及び妥当性の確保に努める。あわせて、財務報告の信頼性を確保するため、法令等に

従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

取締役会は、毎年、コンプライアンス・プログラムを制定し、使用人（当行の従業員、派遣契約に基づき当行に派遣されている労働者、業務請負契約等に基づき当行内に常駐する労働者、当行が雇用するパート、アルバイトをいう。以下同じ）に対する適切な研修、教育を実施し、その定着状況を取締役会で確認する。

（当該体制の運用状況）

当行では、業務所管部署において法令および行内規程の遵守状況について自己点検を行うとともに、新規業務の開始や業務内容の変更等に際しては、関連リスクを踏まえた規程等の整備・見直しを行い、事業活動が適切に行われるよう取り組んでおります。

また、リスク統括部において、コンダクトリスク管理の観点からステークホルダーの期待水準に応える事業活動が行われているかを、継続的に管理しております。

法令等遵守状況について、四半期毎に取締役会に報告する旨コンプライアンス・マニュアルに定めており、2025年度は①コンプライアンス・チェックの状況、②なんでも相談ほっとライン（内部通報制度）の運用状況、③コンプライアンス違反等の状況、④訴訟・ADR、⑤コンプライアンス意識醸成の取り組み状況、⑥法令等対応がコンプライアンス委員会と取締役会へ報告されました。

コンプライアンスの基本方針、コンプライアンス・マニュアル、内部通報制度の所管部署をリスク統括部、内部監査の所管部署を監査部、財務報告の所管部署を総合企画部主計課として定めており、各所管部とも適切に運営されております。また、コンプライアンス違反事象等については、コンプライアンス報告ルールに基づき、速やかにリスク統括部を通じて経営陣へ報告する体制としております。

リスク統括部は、半期に1回コンプライアンス・プログラム、法令等遵守状況報告、反社会的勢力等の取引状況の取り組み状況をコンプライアンス委員会と取締役会に報告した。2025年度の取り組みに対する最終評は、2026年度のコンプライアンス・プログラムに反映しております。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報（以下、職務執行情報）は、文書または電子媒体に保存し、関連規程に従い適切に保存、管理する。

職務執行情報は、取締役、監査役等の求めに応じ、随時、提供できる体制を構築する。

（当該体制の運用状況）

2025年度に開催した取締役会および監査役会については、開催の都度議事録を作成し、出席した取締役および監査役の記名・捺印のうえ本店に保存しており（議事録電子化サービスによる電子署名、電磁的保管を含む）、取締役、監査役会等の求めに応じ、随時提供できる体制となっております。

取締役会議事録については、事務局において会議内容を正確に記録したうえで複数名による確認を行い、隠匿や改ざんのないよう適切に作成・管理しております。

そのほか取締役が関与する重要会議の議事録は行内イントラネットに電磁的に保存し、適切な権限設定のうえ必要に応じて閲覧できるように管理されております。

これらの職務執行情報については、文書保存規程および情報管理規程等の関連規程に基づき、適切な保存・管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は経営の健全性および適切性の確保、安定した経営基盤の確立を目的に、「リスク管理基本方針」、「リスク管理統括規程」および関連方針や関連規程等を制定し、各リスクの管理部署、管理方法を定め、リスクを適切に管理するとともに、リスク管理体制の整備、強化に努める。

各リスクの所管部署は、担当の取締役が管掌する。また、各リスクの所管部署は、定期的にリスクの管理状況を取締役会、常務会、各種委員会等に報告する。

不測の災害や事故等については、緊急措置ならびに行動基準を規定する「危機管理計画」を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開に備える。

（当該体制の運用状況）

「リスク管理統括規程」により、リスク管理統括部署及び各種リスクの主たる管理部署を

定め、信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク等について、リスク特性に応じた統合的な管理体制を構築しております。

各種リスクの管理状況は、リスクの特性に応じて定められた頻度・方法により、各所管部からALM委員会、信用リスク管理委員会等に報告され、各担当取締役は自身が管掌する部署からの報告に基づき、取締役会に各リスクの管理状況を報告いたしました。

リスク管理に関する監査体制については、監査部が本部リスクアセスメントおよび各部署のモニタリングに基づいた本部・子会社監査とテーマ別監査を実施いたしました。当該監査結果は取りまとめの上、取締役会へ報告されています。

不測の災害や事故等に備え、危機管理計画を定めており、2025年度はシステム関連インシデント発生時の経営陣向け報告体制を明記する改定を行いました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の委任を受けた重要事項の決議、重要事項の審議、頭取諮問機関として常務会を設置するほか、必要に応じ取締役会、常務会、取締役に対する意見具申のために、「会議体規程」および関連規程で定める各種委員会等を設置する。

取締役会の効率的な職務執行を確保する観点から、取締役会、常務会、その他各職位の職務権限、事務分掌を「職務権限規程」、「組織規程」および関連規程で定めるとともに、必要に応じ職務執行の権限委譲を活用する。

(当該体制の運用状況)

2025年度は常務会を56回開催し、取締役会の委任を受けた重要事項等を審議しました。なお、常務会には執行役員常務、常勤監査役が出席しているほか、審議の結果は取締役会に報告されています。

取締役会付議基準は基本規程において明文化しており、随時見直しのうへ取締役会で決議しております。直近では経営戦略や事業戦略に関する議題を審議する時間を十分に確保するため、2026年3月の取締役会にて見直しを実施しました。

取締役会の会日に先立って参加者へ十分な資料の提供を行うとともに、社外役員向けに事前資料の回付を実施することで、取締役会における議論の活性化を図っております。

その他、融資委員会、コンプライアンス委員会等の各種委員会が設置され、適切に運営されています。

(5) 当行ならびに子会社から成るグループ各社における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、グループ各社の業務の適正性を確保するとともに、経営の効率化ならびに適切なリスク管理を実現するために、管理体制、権限、当行への調整・報告事項等を「りゅうぎんグループ統括要綱」で定める。

内部監査部門は、グループ各社のリスク管理状況を監査し、損失発生の危険および不適正な業務等を把握した場合は、取締役会等へ報告する。

グループ各社は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、使用人に対して適切な研修、教育を実施し、コンプライアンスの浸透、定着を図る。

(当該体制の運用状況)

「りゅうぎんグループ統括要綱」においてグループ会社の運営および管理について規定しており、また同統括要綱は、必要に応じて適宜見直しを行っています。

グループ会社の法令遵守態勢等については、法令もしくは定款に違反する行為または恐れが有る場合は、総合企画部グループ連携室を通じてリスク統括部および当行監査役へ報告する体制としています。また、四半期毎に各グループ会社の法令遵守状況を取締役会へ報告しています。

当行監査部は子会社に対して、毎年、監査計画において内包されるリスクの軽重を斟酌し、リスクベースで監査対象を選定しながら監査を行っています。

「りゅうぎんグループ統括要綱」に沿ってガバナンスが有効に機能しているほか、グループ一体運営をより強化する目的で各子会社を担当する琉球銀行役員との個別定例会議を「月1回(年12回)」の頻度で実施しています。また、当行主催でグループ会社コンプライアンス情報交換を定期的開催し、コンプライアンスほかAML/CFT体制を含めてグループ全体で統一的な法令遵守の体制構築に努めております。

(6) 監査役の職務遂行を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するために、監査役の職務遂行を補助する

体制の確保に努める。監査役が職務遂行を補助する使用人を求めたときは、監査役の職務遂行を補助する使用人を配置する。

(当該体制の運用状況)

監査役の職務を補助する部署として監査役室を設置しており、監査役室長には営業店管理職(副支店長) および本部業務(人事部、総合企画部)を経験した、業務知識と経験をもつ者を配置しております。

(7) 監査役の職務遂行を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命・解雇・人事異動は、取締役からの独立性を考慮し、事前に監査役会の同意を得る。

監査役の職務を補助する使用人は、当行の業務執行にかかる役職を兼務せず、取締役から独立し、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

監査役の職務を補助する使用人の人事的な評価については、監査役の意見を尊重する。

(当該体制の運用状況)

2024年3月開催の監査役会において監査役室長の人事異動について事前同意を得たうえで、2024年4月に当該人事異動を実施しており、2025年度においても引き続き、2026年3月まで監査役の職務を補助する業務に従事しております。なお、監査役室の担当者は他の役職を兼務しておらず、取締役の執務室から離れ監査役と同じ執務室にて、監査役の指揮監督下で職務を行っています。

監査役室長の人事考課は監査役が行う体制となっています。

(8) 当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人は、当行グループ各社に著しい損害をおよぼす事実を発見した場合、当行グループの取締役および使用人に法令もしくは定款に違反する行為または恐れがある場合は、当該事実に関する事項、その他取締役会または監査役会が定める事項を監査役へ報告する。

なお、当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人が、内部通報制度等を活用して監査役に報告した場合においても、報告者に対して不利益な取り扱いを行わないものとする。

当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人は、監査役が監査業務の執行に必要と判断した事項および当行グループ各社の業務および財産の状況の調査に必要と判断した事項を監査役に報告する。

(当該体制の運用状況)

基本規程「監査役への報告事項等」にて監査役に報告すべき事項を定めており、著しい損害を及ぼす事実が発生した場合等には監査役に報告がなされる体制としており、規程に則った報告がなされています。また、グループ各社の報告体制は、「りゅうぎんグループ統括要綱」に沿って適切に報告されています。

リスク統括部コンプライアンス室で内部通報を受け付けた場合、監査役と相談・連携することが規程上定められており、コンプライアンス委員会等を通じて通報内容・調査結果等を報告しています。

内部通報制度の2022年度の見直しにより、監査役は直接の内部通報窓口ではなくなりましたが、仮に監査役に通報が寄せられた時は直ちにリスク統括部へ連携する体制となっています。なお、通報先がどこであれ、通報者等に対していかなる不利益取扱いを行ってはならないことを規程で明記しています。

これらにより、監査役への必要な情報提供および報告体制は、実効的に確保されております。

(9) 監査役の職務執行にかかる費用の処理

監査役が当行に対して、その職務の執行にかかる費用の前払いまたは償還を請求した場合は速やかに処理するものとする。

(当該体制の運用状況)

監査役監査基準において、監査役が監査費用について、前払いまたは償還を受けることができる旨を定めており、費用請求があった場合は当行において速やかに処理されています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、法律に定める事項のほか、監査役会に報告すべき事項を監査役と協議して定め、頭取および内部監査部門等は、監査役会との情報交換会を定期的に行い、監査が実効的に実施される監査体制を構築する。

監査役は、常務会、融資委員会、ALM委員会等の主要な会議、各種委員会等にオブザーバーとして出席し、取締役の意思決定および業務の執行を確認することができるものとする。

(当該体制の運用状況)

常勤監査役は、2025年度に56回開催された常務会のうち54回にオブザーバーとして出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、融資委員会、ALM委員会等の主要な会議へも適宜オブザーバーとして出席し、取締役の意思決定および業務執行の状況を確認しております。

また、頭取ほか役付取締役と毎月意見交換を実施しており、経営課題やリスク認識等について認識の共有を図っております。

さらに、監査役は、内部監査部門および会計監査人から定期的に報告を受けるとともに、内部監査部門および会計監査人を交えた意見交換会を開催しているほか、必要に応じて随時情報交換を行うなど、監査が実効的に行われるための連携を図っております。

2021年12月より監査役会に監査部長が参加することとし、内部監査部門から社外監査役を含めた監査役への情報提供機能を強化しています。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

取締役会は、金融機関として公共の信頼維持、業務の適切性及び健全性の確保を目的に「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対し、組織的に毅然とした態度で関係を遮断する。

反社会的勢力に対しては、通達等において主管部署および情報収集、管理、報告方法を定め、行内研修等により周知を図るとともに、警察や警察関係機関および弁護士等外部の専門機関と連携することで、情報収集や事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

行内規程にて、反社会的勢力への対応について明示するとともに、反社会的勢力との取引を防止するための情報収集、管理、報告、事前審査態勢を整備しています。

業務規程「反社会的勢力等への対応について」において、反社会的勢力への対応に関する主管部署をリスク統括部とし、業務に応じて所管部署を定めています。また、リスク統括部と所管部署の役割を定め、横断的に協力できる態勢としています。

業務規程「反社会的勢力等への対応について」ならびに「反社会的勢力との取引遮断に向けた事務取扱」、「融資取引における反社会的勢力等への対応について」を制定しており、勉強会、研修等を通して行内への周知を図っています。

2026年3月に、急増する特殊詐欺等の被害拡大防止や未然防止を目的として県内金融機関とともに沖縄県警察本部と「特殊詐欺等の被害拡大防止のための情報共有に関する協定」を締結いたしました。

7. 特定完全子会社に関する事項
該当する事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項
該当する事項はありません。

9. 会計参与に関する事項
会計参与設置会社ではありません。

10. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、定款において、会社法第459条第1項第1号に規定される株主との合意による自己の株式の取得については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を規定しております。かかる自己株式の取得については、当行の財務状況や、当行を取り巻く経済環境等を総合的に判断したうえで、適切に対応してまいります。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。なお、その他の金銭の信託にかかる有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～50年

そ の 他 3年～20年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、将来に関するマクロ経済指標の予想に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。なお、正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を除く）については、与信ポートフォリオのリスク特性を踏まえ、業種や信用等级等の区分によりグルーピングを行っております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してはありますが、2024年度の第4四半期から直接減額を行っておりません。当事業年度末における2024年度の第3四半期までに当該直接減額した額の残高は1,800百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、主に当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 投資信託の解約・償還に伴う損益

投資信託(ETF除く)の解約・償還に伴う損益については、全銘柄を通算して、益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、損の場合は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」として表示しております。

表示方法の変更

(貸借対照表)

従来、「その他資産」に独立掲記して表示しておりました「先物取引差入証拠金」について、より適切な表示の観点から見直しを行い、「金融商品等差入担保金」として表示しております。

重要な会計上の見積り

(貸倒引当金の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 6,129百万円 (うち、一般貸倒引当金 2,074百万円)

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、個別注記表 重要な会計方針 6 引当金の計上基準(1) 貸倒引当金に記載しております。

そのうち、正常先債権及び要注意先債権については、貸倒発生確率と相関の高い複数のマクロ経済指標の過去数値と過去の貸倒発生確率の関連性に基づき構築した予想損失率算定モデルへマクロ経済指標の将来の予測値をおくことにより、予想損失額を算定しております。予想損失率算定モデルはバック・テストにより定期的に検証を行い、その結果を取締役に報告することとしております。

マクロ経済指標の将来の予測値は、各期末時点から向こう1年程度の景気予想等に基づいたメイン・シナリオに、景気循環を想定したリスク・シナリオを加えて算定しております。リスク・シナリオは景気循環を踏まえた景気悪化シナリオを想定しており、同シナリオの発生可能性を一定程度メイン・シナリオに加味することで「マクロ経済指標や損失に関して予期せぬリスク事象を一定程度織り込む」または「既に発生しているリスク・イベントに関して経済への影響の予測が困難な事象に対応する」ことを想定しております。

さらに、外部環境等の著しい変化により特定のグループに係る債権の信用リスクが高まっていることが想定される場合には、同グループにおける過去最も高い貸倒実績率を予想損失率として適用するなどの方法により、予想損失率に所要の修正を加えて貸倒引当金を算定しております。

②主要な仮定

- ・ 債務者区分の判定における主要な仮定は貸出先の将来の業績見通しであります。貸出先の将来の業績見通しは、各債務者が策定した経営改善計画等に基づき、収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- ・ 一般貸倒引当金の算定に用いた主要な仮定は、将来のマクロ経済指標、景気循環における足元と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の発生確率、外部環境等の著しい変化の有無であります。将来のマクロ経済指標は、主に株価の推移や沖縄県内の景況感を表す指標のほか、沖縄県内の雇用状況を示す指標に基づき設定しております。景気循環における足元と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の発生確率は、景気悪化の兆候をリスクファクターとして設定し、その該当の有無により発生確率を決定しております。なお、今後の見通しについては、経済活動は2026年度も緩やかな拡大シナリオを想定しております。外部環境等の著しい変化の有無は、資源価格高騰や人手不足等による個別貸出先への影響を含め、グループの業績に重要な影響を与える可能性がある事象の発生の有無により判断しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化や経済環境の著しい変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額5,720百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,611百万円
危険債権額	37,101百万円
三月以上延滞債権額	448百万円
貸出条件緩和債権額	5,387百万円
合計額	51,549百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、896百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	12,716百万円
その他の資産	9百万円
預け金	10百万円

担保資産に対応する債務

預金	22,485百万円
----	-----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券17,525百万円、その他の資産35百万円及び預け金5百万円を差し入れております。

子会社・子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として、差し入れているものではありません。

また、その他の資産には、保証金787百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は345,448百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが340,862百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 18,537百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 253百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は350百万円であります。
10. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 77百万円
11. 関係会社に対する金銭債権総額 33,383百万円
12. 関係会社に対する金銭債務総額 13,832百万円
13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、378百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	269百万円
役務取引等に係る収益総額	146百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	102百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	8百万円
役務取引等に係る費用総額	823百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	976百万円
2. 関連当事者との取引	
子会社及び関連会社等	

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	りゅうぎん保証㈱	沖縄県那覇市	信用保証業務	直接100.00%	役員の兼任 債務の被保証	(注1) 被債務保証 支払保証料	613,547 181	— —	— —

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1 当行の取扱う個人ローン商品等に対する債務保証残高であり、保証料率については、商品ごとに保証対象の信用リスク等を勘案し決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,755	445	98	2,102	注1, 2

注1 自己株式数の増加は取締役会決議による自己株式の取得443千株、単元未満株式の買い取り請求1千株による増加及び譲渡制限付株式として割当てた株式の無償取得0千株による増加であります。

注2 自己株式数の減少は譲渡制限付株式の割当て97千株及び新株予約権の権利行使1千株による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2026年3月31日現在）
該当ございません。

2. 満期保有目的の債券（2026年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	1,100	1,104	4
	小計	1,100	1,104	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	36,863	33,599	△3,263
	社債	350	326	△23
	小計	37,213	33,926	△3,286
合計		38,313	35,030	△3,282

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2026年3月31日現在）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

注 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	5,285
関連法人等株式	5

4. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,669	1,057	1,611
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	45,336	42,914	2,422
	小計	48,005	43,971	4,033
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	584,018	600,241	△16,223
	国債	459,961	474,029	△14,068
	地方債	122,961	125,043	△2,082
	社債	1,095	1,168	△72
	その他	34,418	35,867	△1,449
	小計	618,437	636,109	△17,672
合計		666,442	680,081	△13,638

注 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (* 1)	2,349
組合出資金 (* 2)	1,674
合 計	4,024

(* 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
該当ございません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	240	35	0
債券	23,935	30	937
国債	22,272	30	867
地方債	1,379	—	53
社債	283	—	16
その他	79,125	1,906	577
合 計	103,300	1,972	1,515

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (市場価格のない株式等及び組合出資金を除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	9	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

該当ございません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2026年3月31日現在)

該当ございません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	2,317	百万円
退職給付引当金	1,354	
その他有価証券評価差額金	4,300	
有税償却有価証券	355	
減価償却	335	
その他	1,189	
繰延税金資産小計	9,853	
評価性引当額	△1,766	
繰延税金資産合計	8,086	
繰延税金負債		
前払年金費用	513	
その他	26	
繰延税金負債合計	540	
繰延税金資産の純額	7,545	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,051円 00銭
1株当たりの当期純利益金額	205円 11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	204円 99銭

第110期 (2025年4月1日 から) 株主資本等変動計算書
(2026年3月31日 まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	56,967	12,840	82	12,922	4,370	55,159	59,530	△1,840	127,580
当期変動額									
剰余金の配当					378	△2,271	△1,892		△1,892
当期純利益						8,412	8,412		8,412
自己株式の取得								△502	△502
自己株式の処分			8	8				104	113
土地再評価差額金の取崩						△2	△2		△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									—
当期変動額合計	—	—	8	8	378	6,138	6,517	△398	6,127
当期末残高	56,967	12,840	91	12,931	4,749	61,298	66,047	△2,238	133,708

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△7,637	737	△6,899	35	120,716
当期変動額					
剰余金の配当					△1,892
当期純利益					8,412
自己株式の取得					△502
自己株式の処分					113
土地再評価差額金の取崩					△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,700	2	△1,698	△1	△1,699
当期変動額合計	△1,700	2	△1,698	△1	4,428
当期末残高	△9,338	740	△8,597	34	125,144

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 6社

主要な会社名

株式会社 りゅうぎんディーシー

りゅうぎん保証 株式会社

株式会社 OCS

株式会社 琉球リース

株式会社 リウコム

(2) 非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

BORベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合

BORベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合

BORベンチャーファンド3号投資事業有限責任組合

非連結子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当する会社はございません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当する会社はございません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

BORベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合

BORベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合

BORベンチャーファンド3号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 1社

会社名

ゆいパートナーサービス株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも3月末日であります。

4. のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等出資金及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。なお、その他の金銭の信託にかかる有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社の一部の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、将来に関するマクロ経済指標の予想に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。なお、正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を除く）については、与信ポートフォリオのリスク特性を踏まえ、業種や信用格付等の区分によりグルーピングを行っております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してはありますが、2024年度の第4四半期から直接減額を行っていません。当連結会計年度末における2024年度の第3四半期までに当該直接減額した額の残高は1,800百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード業務に係る交換可能ポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められた額を計上しております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. 重要な収益及び費用の計上基準

- (1) 顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。
- (2) リース業を営む連結子会社のファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (3) 一部の連結子会社の、包括信用購入斡旋業務及び個別信用購入斡旋業務の収益の計上については、期日到来基準とし、主に7・8分法によっております。
- (4) 一部の連結子会社の、ソフトウェア開発業務の収益の計上については、各プロジェクトのタスクの進捗度に応じて履行義務が充足されたと判断し、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社は、ヘッジ会計を行っておりません。

16. 投資信託の解約・償還に伴う損益

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う損益については、全銘柄を通算して、益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、損の場合は「その他業務費用」として表示しております。

重要な会計上の見積り

(貸倒引当金の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 8,803百万円 (うち、一般貸倒引当金 2,946百万円)

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、連結注記表 会計方針に関する事項5 貸倒引当金の計上基準 に記載しております。

そのうち、正常先債権及び要注意先債権については、貸倒発生確率と相関の高い複数のマクロ経済指標の過去数値と過去の貸倒発生確率の関連性に基づき構築した予想損失率算定モデルへマクロ経済指標の将来の予測値をおくことにより、予想損失額を算定しております。予想損失率算定モデルはバック・テストにより定期的に検証を行い、その結果を取締役に報告することとしております。

マクロ経済指標の将来の予測値は、各期末時点から向こう1年程度の景気予想等に基づいたメイン・シナリオに、景気循環を想定したリスク・シナリオを加えて算定しております。リスク・シナリオは景気循環を踏まえた景気悪化シナリオを想定しており、同シナリオの発生可能性を一定程度メイン・シナリオに加味することで「マクロ経済指標や損失に関して予期せぬリスク事象を一定程度織り込む」または「既に発生しているリスク・イベントに関して経済への影響の予測が困難な事象に対応する」ことを想定しております。

さらに、外部環境等の著しい変化により特定のグループに係る債権の信用リスクが高まっていることが想定される場合には、同グループにおける過去最も高い貸倒実績率を予想損失率として適用するなどの方法により、予想損失率に所要の修正を加えて貸倒引当金を算定しております。

②主要な仮定

- ・ 債務者区分の判定における主要な仮定は貸出先の将来の業績見通しであります。貸出先の将来の業績見通しは、各債務者が策定した経営改善計画等に基づき、収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- ・ 一般貸倒引当金の算定に用いた主要な仮定は、将来のマクロ経済指標、景気循環における足元と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の発生確率、外部環境等の著しい変化の有無であります。将来のマクロ経済指標は、主に株価の推移や沖縄県内の景況感を表す指標のほか、沖縄県内の雇用状況を示す指標に基づき設定しております。景気循環における足元と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の発生確率は、景気悪化の兆候をリスクファクターとして設定し、その該当の有無により発生確率を決定しております。なお、今後の見通しについて、経済活動は2026年度も緩やかな拡大シナリオを想定しております。外部環境等の著しい変化の有無は、資源価格高騰や人手不足等による個別貸出先への影響を含め、グループの業績に重要な影響を与える可能性がある事象の発生の有無により判断しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化や経済環境の著しい変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額436百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,063百万円
危険債権額	37,128百万円
三月以上延滞債権額	504百万円
貸出条件緩和債権額	5,745百万円
合計額	54,441百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、896百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

リース債権及びリース投資資産	15,347百万円
有価証券	12,716百万円
その他資産	7,495百万円
預け金	10百万円

担保資産に対応する債務

預金	22,485百万円
借入金	15,700百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券17,525百万円、その他資産35百万円及び預け金5百万円を差し入れております。

非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の借入金等の担保として、差し入れているものはありません。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金2,917百万円及び保証金872百万円が含まれております。

(表示方法の変更)

従来、「その他資産」に含まれていた「先物取引差入証拠金」について、より適切な表示の観点から見直しを行い、「金融商品等差入担保金」として表示しております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は357,721百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが353,135百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額22,095百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 253百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は350百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,320百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却177百万円、債権売却損220百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,108	—	—	43,108	
自己株式					
普通株式	1,755	445	98	2,102	注1, 2

注1 自己株式数の増加は取締役会決議による自己株式の取得443千株、単元未満株式の買い取り請求1千株による増加及び譲渡制限付株式として割当てた株式の無償取得0千株による増加であります。

注2 自己株式数の減少は譲渡制限付株式の割当て97千株及び新株予約権の権利行使1千株による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる 株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年 度期首	当連結 会計年 度増加	当連結 会計年 度減少	当連結 会計年 度末		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			34		
	合計		—			34		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	785百万円	19.00円	2025年 3月31日	2025年 6月25日
2025年11月11日 取締役会	普通株式	1,107百万円	27.00円	2025年 9月30日	2025年 12月5日
合計		1,892百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金 の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,501百万円	利益 剰余金	61.00円	2026年 3月31日	2026年 6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行及び子会社6社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、クレジットカード業務、リース業務、個別信用購入斡旋業などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金等による資金調達及び貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及

び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っておりますが、デリバティブ取引は「市場リスクに対するヘッジ」、「お客様のニーズに対応した新商品の提供」のための手段として位置付けており、短期的な売買による収益手段としての「トレーディング」については取り組んでおりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当連結会計年度末現在における貸出金のうち、住宅ローンや、不動産業、建設業、医療・福祉業に対する貸出金の構成比が比較的高く、これらの業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、商品有価証券及び有価証券は、主に債券、株式、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的及びその他有価証券として保有しているほか、一部の子会社ではその他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には主に、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では先物為替予約取引、有価証券関連では債券先物取引、債券先物オプション取引等があります。当行では、金利リスク及び為替変動リスクを回避する目的で、「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する内規により、デリバティブ取引を行っております。金利リスクに対するヘッジ会計を適用した場合の会計方法は、繰延ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ対象は、貸出金、債券等、ヘッジ手段は金利スワップ等であります。ヘッジ有効性の評価は、業種別委員会実務指針第24号に則り行っております。為替変動リスクに対するヘッジ会計を適用した場合の会計方法は、繰延ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ対象は外貨建金銭債権債務、ヘッジ手段は通貨スワップ及び為替スワップであります。ヘッジ有効性の評価は、業種別委員会実務指針第25号に則り行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

ア 信用リスク管理基本方針

当行グループの信用リスク管理基本方針は、内部格付制度や自己査定などに基づき信用リスクを適切に評価するとともに、特定の債務者（グループ）や業種ならびに特定の地域やビジネス・モデルなどへの与信集中を排除し、リスクの分散とリスクに見合ったリターンを確保を図ることとしております。

イ 信用リスク管理体制

当行グループの信用リスク管理体制は、「信用リスク管理規程」に取締役会をはじめとした各会議体や信用リスク管理担当役員の権限および役割ならびに信用リスク管理に関連する本部部署の役割を定め、各会議体で信用リスクの管理状況について本部部署から報告等を受け、最終的には取締役会が信用リスク管理の体制整備および重要事項について管理する体制としております。

具体的な管理体制としては、営業店や審査部などの運用部門における信用リスク管理の状況について、相互牽制の観点から信用リスク管理部門であるリスク統括部が監視および各会議体へ報告しているほか、監査部も独立した立場から信用リスク管理部門による信用リスク管理体制の整備状況および運用部門における信用リスク管理の状況について管理する体制としております。

ウ 信用リスク管理方法

当行グループの信用リスク管理方法は、貸出金等の与信から生ずる信用リスクを信用格付毎の倒産確率や債権毎の保全状況に応じた信用リスク量として定量化し、格付毎、業種毎、地域毎の信用リスク量の分布状況を把握・分析することで管理する方法としております。市場取引にかかる信用リスク管理については、主に公正な第三者機関である外部格付機関の評価を基に内部格付を付与し、内部格付のランクに応じた取引限度額を設定することで管理する方法としております。

また、取締役会の定めた「融資運用方針」に基づき、与信集中状況を定期的にモニタリングおよび分析のうえ取締役会等へ報告しているほか、分析の結果を踏まえ必要に応じて融資

運用方針を見直すことで適切に管理しております。

② 市場リスクの管理

ア 金利リスクの管理

当行グループの金利リスクについては、スプレッド収益管理手法をベースとしたALMにより管理しております。金利リスクを有する金融資産および負債について、リスク統括部は損益に対するモニタリングラインを設定し、その遵守状況を監視しているほか、ギャップ分析や金利感応度分析などを踏まえた金利リスク量についてもモニタリングしております。モニタリングラインの遵守状況ならびに金利リスク量の状況は月次でALM委員会に報告し、市場動向や運用状況なども踏まえて、今後のALMについて協議を行っております。

イ 為替リスクの管理

当行グループの為替リスクについては、持高限度額を定め、たうえでポジションをスクエアにしつつ、必要な場合には為替スワップ取引および債券レポ取引等によるヘッジを用いて為替リスクを最小化しております。一部円投（外貨調達）と並行して外債運用を行う場合もありますが、取引限度額を定め、たうえでリスク量等についてもモニタリングすることで、過度なリスク・テイクを抑制しております。

ウ 価格変動リスクの管理

当行グループの価格変動リスクについては、市場運用部門である証券国際部が有価証券を含む投資商品の運用上限額を定め、事前調査や継続的なモニタリングを通じてリスクの軽減を図りながら運用しているほか、市場リスク統括部門であるリスク統括部が損益に対するモニタリング等の定量的なリスク・テイクの上限を定め管理しております。これらの情報や管理状況は、月次でALM委員会に報告しております。

また、当行および一部の子会社で保有している株式等の多くは、発行会社との取引関係の維持・深耕や県経済発展への寄与、社会的責任・公共的使命を果たすことを目的として保有しているものであり、取締役会において保有の適否等について検証しているほか、市場環境や取引先の財務状況などをモニタリングしております。

エ デリバティブ取引

当行グループのデリバティブ取引のリスクについては、スワップや債券先物等によるデリバティブ取引の開始前にリスク統括部と協議のうえヘッジ方針を明確に定め、たうえで取引しております。また、ヘッジによる金利上昇リスクの減殺効果を100bpvにより確認し、月次でALM委員会に報告しております。

オ 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

トレーディング目的の金融商品は保有しない方針としております。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスクである金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの「金利スワップ取引」であります。当行では、これらの金融資産および金融負債について、過去の市場金利の変動実績から予想される合理的な金利変動幅を用いて損益に与える影響額を定量的に算出しております。

当該影響額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間に応じた金利変動幅を用いております。

2026年3月31日現在、当行のトレーディング目的以外の金融商品の金利リスク量 (VaR) は、19,087百万円であります (観測期間5年、信頼区間99%、保有期間：預貸金等250日、債券90日)。当該金利リスク量の算出においては、金利以外のリスク変数との相関は考慮しておりません。また、合理的な金利変動幅を超える金利の変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

また、価格変動リスクの影響を受ける金融商品は「有価証券」であります。当行では有価証券について、過去の市場価格の変動実績から予想される合理的な価格変動率を用いて、損益に与える影響額を定量的に算出しております。

2026年3月31日現在、当行のトレーディング目的以外の金融商品の価格変動リスク量 (VaR) は、8,676百万円であります (観測期間1年、信頼区間99%、保有期間：株式90日 (政策投資250日)、投資信託90日)。当該リスク量は、金利などのリスク変数との相関は考慮しておりません。また、合理的な価格変動率を超える市場価格の変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

為替リスクの影響を受けるものとして円投による「外貨調達」があります。当行では為替リスクについて、過去の為替相場の変動実績から予想される合理的な為替変動率を用いて、損益に与える影響額を定量的に算出しております。

2026年3月31日現在、円投による外貨調達は無く、為替リスク量 (VaR) は、発生しておりません (発生した場合のリスク量算出条件：観測期間1年、信頼区間99%、保有期間90日)。当該リスク量を計測する場合、金利などのリスク変数との相関は考慮しておりません。また、合理的な予想変動率を超える為替変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本方針としており、日々の資金繰りを担う証券国際部（資金繰り管理部署）と資金繰り管理部署の手法並びに手続きなどの適切性を検証する総合企画部（流動性リスク管理部署）を明確に区分し、相互に牽制する体制としております。

管理手法としては、支払準備額や預貸率等について、それぞれリスクリミットを設定し、モニタリングを実施することで、流動性リスクの状況を管理しております。また、不測の事態に備えて、資金繰りの状況を逼迫度に応じて4段階に区分し、それぞれの局面において権限者、対応策などを定め、速やかに対処できる体制を整えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額のうち重要なものは、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	9	9	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	38,313	35,030	△3,282
その他有価証券	666,546	666,546	—
(3) 貸出金	2,079,733		
貸倒引当金（*1）	△7,481		
貸倒引当金控除後	2,072,251	2,067,346	△4,904
資産計	2,777,120	2,768,932	△8,187
(1) 預金	2,879,203	2,878,401	802
(2) 譲渡性預金	22,684	22,684	—
(3) 借入金	15,748	15,585	162
負債計	2,917,636	2,916,672	964
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(371)	(371)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	△371	△371	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	2,600
組合出資金(*3)	1,675

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
金銭の信託	9	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	1,150	100	200	—	32,940	3,922
うち国債	—	—	—	—	32,940	3,922
社債	1,150	100	200	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	146,527	271,019	124,864	28,072	66,268	7,021
うち国債	94,511	192,309	106,202	19,171	55,763	6,071
地方債	46,499	69,893	7,700	—	—	950
社債	52	309	206	—	599	—
その他	5,462	8,506	10,755	8,901	9,905	—
貸出金(*)	334,083	255,678	225,887	145,650	177,615	753,833
合計	481,769	526,798	350,952	173,723	276,825	764,777

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない47,689百万円、期間の定めのないもの139,293百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,685,852	104,678	88,672	—	—	—
譲渡性預金	22,684	—	—	—	—	—
借入金	6,064	7,613	2,042	8	12	7
合計	2,714,601	112,292	90,714	8	12	7

(*) 預金のうち、要求払預金2,160,068百万円については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	9	—	9
その他有価証券				
国債	459,961	—	—	459,961
地方債	—	122,961	—	122,961
社債	—	1,095	—	1,095
株式	2,772	—	—	2,772
その他	45,821	33,678	—	79,499
デリバティブ取引				
通貨関連	—	7	—	7
資産計	508,555	157,751	—	666,307
デリバティブ取引				
通貨関連	—	378	—	378
負債計	—	378	—	378

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）」第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託等は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託等の連結貸借対照表計上額は254百万円であります。

(※2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託等の期首残高から期末残高への調整表については、連結貸借対照表計上額に重要性が乏しいため省略しております。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	33,599	—	—	33,599
地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	1,431	1,431
貸出金	—	—	2,067,346	2,067,346
資産計	33,599	—	2,068,777	2,102,377
預金	—	2,878,401	—	2,878,401
譲渡性預金	—	22,684	—	22,684
借入金	—	15,585	—	15,585
負債計	—	2,916,672	—	2,916,672

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をTIBOR等適切な指標に信用スプレッドを上乘せした利率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、譲渡性預金について預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについてはレベル2の時価に分類しております。

借入金

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のもの並びに重要性が乏しいものについては、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によって時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等があります。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報該当ございません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)
該当ございません。

2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	社債	1,100	1,104	4
	小計	1,100	1,104	4
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	36,863	33,599	△3,263
	社債	350	326	△23
	小計	37,213	33,926	△3,286
合計		38,313	35,030	△3,282

3. その他有価証券 (2026年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	2,772	1,072	1,700
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	45,336	42,914	2,422
	小計	48,109	43,986	4,122
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	債券	584,018	600,241	△16,223
	国債	459,961	474,029	△14,068
	地方債	122,961	125,043	△2,082
	社債	1,095	1,168	△72
	その他	34,418	35,867	△1,449
	小計	618,437	636,109	△17,672
合計		666,546	680,096	△13,550

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
該当ございません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	276	71	0
債券	23,935	30	937
国債	22,272	30	867
地方債	1,379	—	53
社債	283	—	16
その他	79,125	1,906	577
合計	103,337	2,009	1,515

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	9	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）
該当ございません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026年3月31日現在）
該当ございません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

※企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」において適用される顧客との契約から生じる収益は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	80,322
うち顧客との契約から生じる経常収益	16,216
うち役務取引等収益(注1)	12,196
預金・貸出業務	1,384
為替業務	1,065
代理業務	530
クレジットカード業務	1,733
保証業務	5
その他業務	7,477
うちその他業務収益(注2)	3,676
クレジットカード業務	232
IT業務	3,050
その他業務	393
うちその他経常収益(注3)	343
クレジットカード業務	120
その他業務	223

注1 役務取引等収益の「預金・貸出業務」「為替業務」「代理業務」は主に銀行業から、「クレジットカード業務」「保証業務」は主にクレジットカード業、信用保証業から、「その他業務」は主に銀行業から発生しております。

注2 その他業務収益の「クレジットカード業務」「その他業務」は主にクレジットカード業から、「IT業務」は主にIT事業から発生しております。

注3 その他経常収益の「クレジットカード業務」は主にクレジットカード業から「その他業務」は主に銀行業から発生しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,548円 00銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	221円 50銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	221円 36銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当ございません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	取締役9名、 監査役3名及び 執行役員3名	取締役10名、 監査役3名及び 執行役員3名	取締役9名、 監査役3名及び 執行役員4名
株式の種類別の ストック・オプシ ョンの付与数(注)	普通株式 54,200株	普通株式 50,600株	普通株式 37,500株
付与日	2013年7月31日	2014年7月31日	2015年7月31日
権利確定条件	権利確定条件を 定めていない	同 左	同 左
対象勤務期間	対象勤務期間を 定めていない	同 左	同 左
権利行使期間	2013年8月1日 から 2043年7月28日 まで	2014年8月1日 から 2044年7月30日 まで	2015年8月1日 から 2045年7月30日 まで

	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	取締役8名、 監査役3名及び 執行役員5名	取締役8名、 監査役4名及び 執行役員5名	取締役9名、 監査役4名及び 執行役員5名
株式の種類別の ストック・オプシ ョンの付与数(注)	普通株式 66,200株	普通株式 52,100株	普通株式 48,300株
付与日	2016年7月29日	2017年7月31日	2018年7月31日
権利確定条件	権利確定条件を 定めていない	同 左	同 左
対象勤務期間	対象勤務期間を 定めていない	同 左	同 左
権利行使期間	2016年8月1日 から 2046年7月30日 まで	2017年8月1日 から 2047年7月30日 まで	2018年8月1日 から 2048年7月30日 まで

注 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	3,700	3,600	2,700
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	3,700	3,600	2,700

	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	4,800	5,500	5,600
権利確定	—	—	—
権利行使	—	500	500
失効	—	—	—
未行使残	4,800	5,000	5,100

②単価情報

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり —円	1株当たり —円	1株当たり —円
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 1,162円	1株当たり 1,411円	1株当たり 1,715円

	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり —円	1株当たり 1,153円	1株当たり 1,153円
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 1,015円	1株当たり 1,396円	1株当たり 1,608円

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(重要な後発事象)

該当ございません。

(2025年4月1日 から)
(2026年3月31日 まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	56,967	14,260	76,991	△1,840	146,379
当期変動額					
剰余金の配当			△1,892		△1,892
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,084		9,084
土地再評価差額金の 取崩			△2		△2
自己株式の取得				△499	△499
自己株式の処分	—	8	—	101	110
株主資本以外の項目 の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	8	7,189	△398	6,800
当期末残高	56,967	14,269	84,181	△2,238	153,179

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△7,605	737	283	△6,583	35	139,831
当期変動額						
剰余金の配当				—		△1,892
親会社株主に帰属する 当期純利益				—		9,084
土地再評価差額金の 取崩				—		△2
自己株式の取得				—		△499
自己株式の処分	—	—	—	—	—	110
株主資本以外の項目 の 当期変動額 (純額)	△1,694	2	586	△1,104	△1	△1,106
当期変動額合計	△1,694	2	586	△1,104	△1	5,693
当期末残高	△9,299	740	870	△7,688	34	145,524